

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務
公募型プロポーザル

応募要項

徳島県

令和8年3月30日

《目 次》

1	応募要項の位置付け	1
2	業務概要	1
3	スケジュール	2
4	現場見学	2
5	質問及び回答	2
6	参加資格要件	3
	(1) 総則	3
	(2) 参加要件	3
	(3) 配置予定技術者の資格	5
7	参加表明書の提出	6
8	実施方針書の提出	7
9	技術提案書の提出	8
10	審査・選定	10
	(1) 審査委員会の設置	10
	(2) 審査方法	11
	(3) 審査基準	13
	(4) 二次提案者又は優先交渉権者の選定に係る非選定理由についての質問	14
11	契約締結	15
12	その他契約に関する事項	15
13	その他留意事項	15
14	担当窓口	17
	Summary	17

1 応募要項の位置付け

「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザル 応募要項（以下「本要項」という。）」は、徳島県（以下「県」という。）が、藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業のうち、基本・実施設計業務（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、公平性及び透明性を確保しつつ、幅広い提案を受けるため、本業務への参加を希望する事業者を対象に公表するものです。

2 業務概要

(1) 業務名

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務

(2) 業務場所

徳島県徳島市藍場町2丁目4番地ほか

(3) 施設概要

仕様書のとおり

(4) 業務範囲及び業務内容

仕様書のとおり

(5) 履行期間

- ・基本設計等業務 契約締結日の翌日（令和8年8月を予定）から令和9年3月19日まで
- ・実施設計業務 契約締結日の翌日（令和9年5月を予定）から令和10年4月10日まで

(6) 提案上限額

本業務の提案上限額については、以下のとおりです。

提案額が、提案上限額を超過した場合は、失格とします。

770,000,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※ 上記には、計画通知、構造計算適合性判定、大臣認定・性能評価及び建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請手数料を含む。

3 スケジュール

事業者選定に当たっての手順及びスケジュールの概要は、以下のとおりです。

また、スケジュールは、状況により変更する場合があります。

日程 (予定)	内容
令和8年 3月30日(月)	・公告及び応募要項等の公表
〃	・質問書(第1回)及び参加表明書提出受付開始
4月13日(月)	・質問書提出締切(第1回)
4月23日(木)	・質問回答書公表(第1回)
5月 8日(金)	・参加表明書提出締切
5月14日(木)	・参加資格確認結果通知
〃	・実施方針書提出受付開始
5月22日(金)	・実施方針書提出締切
5月下旬～6月上旬	・一次審査(書面審査)
6月 2日(火)	・一次審査(書面審査)結果の公表
〃	・質問書(第2回)及び技術提案書提出受付開始
6月12日(金)	・質問書提出締切(第2回)
6月22日(月)	・質問回答書公表(第2回)
7月13日(月)	・技術提案書提出締切
7月27日(月)	・二次審査
〃	・二次審査結果の公表、優先交渉権者決定

4 現場見学

事業対象地は、すべて公共用地であり、立ち入りの制限を設けていないため、現場見学は各自で実施することとします。ただし、地下駐車場の見学については、営業時間が午前7時から午後11時までであることに留意するとともに、大人数となる場合は事前に担当窓口までお問い合わせください。

なお、現場見学の際は、極力、公共交通機関を利用し、関連施設の一般利用者に配慮してください。

5 質問及び回答

(1) 質問書の受付期間

- ・ 第1回 公告日から令和8年4月13日(月)午後5時まで(必着)
- ・ 第2回 令和8年6月2日(火)から令和8年6月12日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

- ・ 「14 担当窓口」まで提出してください。

(3) 提出方法

- ・ 質問書を、電子メール(Excel データ形式)にて提出してください。
- ・ メールタイトルは、「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業__質問書」としてください。
- ・ 送信後に、必ず電話により受信を確認してください。

(4) 回答日

- ・ 第1回 令和8年4月23日(木)
- ・ 第2回 令和8年6月22日(月)

※ 上記の日までに、可能なものから随時回答を公開します。

(5) 閲覧方法

- ・ 県ホームページに掲載します。

6 参加資格要件

(1) 総則

- ① 応募者は、単独企業又は複数の企業による共同企業体とします。なお、共同企業体を構成する場合は、参加表明書の提出以降の構成員変更は不可とします。
- ② 共同企業体を構成する場合は、構成員の数は任意とし、構成員の中から代表構成員を定めてください。また、共同企業体協定書（様式集参照）に基づく協定を締結してください。

(2) 参加要件

一次審査前の確認事項： ⑬から⑮の要件を満たすこと。共同企業体を構成する場合は、⑬及び⑮の要件は全ての構成員が満たすこととし、⑭は代表構成員が満たすこと。 優先交渉権者決定後の確認事項： ⑯の要件を満たすこと

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。
- ⑤ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ⑦ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所閉鎖命令を受けている者でないこと。

- ⑧ 最近1年間において法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑨ 「10 審査・選定」の「(1) 審査委員会の設置」による審査委員及びアドバイザーの所属する団体等並びに有限会社空間創造研究所と、資本面又は人事面において関係がない者であること。
- ⑩ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- ⑪ 応募者である共同企業体の構成員のいずれも、他の応募者でなく、又は他の応募者である共同企業体の構成員でないこと。
- ⑫ 応募者である共同企業体の構成員のいずれも、他の応募者である共同企業体の構成員と資本面又は人事面において関係がない者であること。
- ⑬ 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ⑭ 平成17年4月1日から公告日までの間で、次に掲げるア又はイの要件を満たす建築物の新築、増築、改築又は大規模改修工事の設計業務を元請として履行した実績を有する者であること。

ア 同種施設

次に掲げる a 及び b の要件を満たす建築物（増築の場合は、当該部分）であること

a 次に掲げる用途に該当すること

劇場

b 次に掲げる(a)及び(b)の条件に該当すること

(a) 1,200 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 10,000 m²以上であること

※ 複合施設の場合は、a の用途に供する部分が上記の条件に該当すること

(b) 公告日時点で工事が完成し、引き渡し完了している建築物であること

イ 類似施設等

次に掲げる a 及び b の要件を満たす建築物（増築の場合は、当該部分）であること

a 次に掲げる用途に該当すること

類似用途（劇場、映画館、美術館、博物館、図書館）又は公共施設（類似用途を除き、住民の利用に供するための施設に限る）

b 次に掲げる(a)及び(b)の条件に該当すること

(a) 600 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 4,500 m²以上であること

※ 複合施設の場合は、a の用途に供する部分が上記の条件に該当すること

(b) 公告日時点で工事が完成し、引き渡し完了している建築物であること

- ⑮ 配置予定技術者として、参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であって、「(3) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本業務の期間中に配置できること。
- ⑯ 参加表明書の提出日時時点で最新の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）に登載されている者又は当該名簿への登載要件を満たす者であること。

(3) 配置予定技術者の資格

(3-1) 総則

- ・ 配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、(3-2)の③から⑤の技術者については、応募者からの委託を受ける協力会社の社員であって、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者としてすることができる。
- ・ 共同企業体を構成する場合は、全ての構成員が、(3-2)の①から⑤のいずれかの技術者を少なくとも1人以上配置すること。
- ・ 特記無き限り、同一人物が下記に示す配置予定技術者を兼任することは認めない。
- ・ 配置予定技術者は、日本語が堪能であること。

(3-2) 配置予定技術者の資格等

① 管理技術者

- ・ 次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。
 - ア 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の免許取得後13年以上の建築に係る設計業務経験を有すること。
 - イ 「6 参加資格要件」の「(2) 参加要件」の⑭に掲げる業務と同じ業務経験を有すること。
 - ウ 単独企業で参加する場合は自社の社員、共同企業体で参加する場合は代表構成員の社員であること。

② 主任担当技術者（意匠）

- ・ 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。
 - ア 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。
 - イ 単独企業で参加する場合は自社の社員、共同企業体で参加する場合は構成員の社員であること。

③ 主任担当技術者（構造）

④ 主任担当技術者（電気設備）

- ・ 主任担当技術者（機械設備）と兼任することができる。

⑤ 主任担当技術者（機械設備）

- ・ 主任担当技術者（電気設備）と兼任することができる。

7 参加表明書の提出

(1) 受付期間

- ・ 公告日から令和8年5月8日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

- ・ 「14 担当窓口」まで提出してください。
※ 封筒表書に「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業__参加表明書在中」と記載してください。

(3) 提出方法

- ・ 郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

(4) 提出書類

- ・ 様式1：参加表明書
- ・ 様式2：業務実績調書
- ・ 様式3：配置予定技術者一覧表
- ・ 様式3-1：配置予定技術者調書
- ・ 共同企業体協定書の写し(共同企業体を構成する場合に限る)
※ 共同企業体を結成したことを誓約する届出書(様式任意)等を提出することでも可としますが、その場合においては、実施方針書提出時に共同企業体協定書の写しを提出してください。

(5) 参加資格の確認通知

- ・ 参加資格の確認結果は、令和8年5月14日(木)までに、事務局から電子メールにより通知いたします。
- ・ 参加資格を満たす応募者には、実施方針書及び技術提案書の管理に用いる受付番号を通知します。
- ・ 参加表明書を提出された方は、次のとおり、それぞれ対応してください。

参加表明書を提出された方の区分		対応
5月14日までに通知を受け取った方	参加資格を満たしている旨の通知を受け取った方	特に対応は必要ありません。
	参加資格を満たしていない旨の通知を受け取った方	「参加資格を満たしていない理由の説明」を求めることができます。説明を求める場合は、令和8年5月21日午後5時までに上記提出先宛に請求文書を送付ください。
5月14日までに通知を受け取っていない方		令和8年5月15日午後5時までに、担当窓口までお電話ください。

(6) その他

- ・ 様式集の留意事項を遵守してください。
- ・ 参加表明書を提出した後に辞退する場合は、郵送又は信書便事業者による配送にて、辞退届(様式任意)を提出してください。

8 実施方針書の提出

(1) 受付期間

- 令和8年5月14日（木）から令和8年5月22日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

- 「14 担当窓口」まで提出してください。
※ 封筒表書に「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業__実施方針書在中」と記載してください。

(3) 提出方法

- 郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

(4) 提出書類

- 実施方針書

(5) 実施方針書の体裁

- 以下の体裁等を遵守する範囲内で、自由様式とします。

記載方法	自由記述とし、次の記載内容を、文章、表、イメージ図、スケッチ、イメージ写真等を用いて分かりやすく表現すること。 プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと（事業者）」を選ぶものであることを踏まえ、文章により明確に表現することを基本とし、その他の視覚的表現は、文章を補完するものであることに留意すること。	
枚数 記載内容	1枚 (A3版・JIS規格) ※折り込み不可	審査基準・別表の項目について、考え方や方針を端的に記載すること。
字の大きさ	10ポイント以上とすること。図中の文字は10ポイント未満でも可とするが、実施方針書原本で審査することを考慮して、読みやすい大きさとすること。	
図の縮尺	指定しない	
タイトル	分かりやすく表示すること	
受付番号	図書の右上に縦1.5cm×横5cmの枠を設け、その中に7(5)で示した「受付番号」を記載すること。	
印刷方法	片面印刷、彩色可能	
余白	指定しない	

- 評価は、仕様書の記載内容を踏まえつつ、特に「10 審査・選定」の「(3) 審査基準」によることとしておりますので、実施方針書の作成に当たっては参考にしてください。

(6) 提出形式

- 上記(5)に従って作成した実施方針書を「11部」提出してください。
- 実施方針書を電子データ（PDF形式）で保存したCD-Rを「2部」（表面に受付番号を記載）提出してください。

(7) 受理確認通知

- 提出物の受理確認は、令和8年5月25日(月)の正午までに、事務局から電話（参加表明書に記載された窓口の電話番号あて）により通知いたしますので、電話連絡を確実に受けられる準備を整えておくようお願いします。

(8) その他

- 実施方針書の体裁、形式等について不備があった場合、「13 その他留意事項」の(7)、(8)に掲げる「失格」又は「無効」要件に該当し、原則として審査対象から除くこととなりますので、くれぐれもご注意ください。
- 様式集の留意事項を遵守してください。

9 技術提案書の提出

(1) 受付期間

- 令和8年6月2日(火)から令和8年7月13日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

- 「14 担当窓口」まで提出してください。
※ 封筒表書に「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業__技術提案書在中」と記載してください。

(3) 提出方法

- 郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

(4) 提出書類

- 技術提案書
- 様式4：提案時参考見積書

(5) 技術提案書の体裁

- 以下の体裁等を遵守する範囲内で、自由様式とします。

記載方法	自由記述とし、次の記載内容を、文章、表、イメージ図、スケッチ、イメージ写真等を用いて分かりやすく表現すること。 プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと（事業者）」を選ぶものであることを踏まえ、文章により明確に表現することを基本とし、その他の視覚的表現は、文章を補完するものであることに留意すること。
------	---

枚数 記載内容	4枚以内 (A3版・JIS規格) ※折り込み不可	審査基準・別表の項目について記載すること。 特に、仕様書別添1「設計概要」の「第3章 施設整備」 「1 基本的事項」に記載する3つのポイントを踏まえ、詳細な提案内容を記載すること。 また、以下に掲げる項目は必ず含めること。 ・配置イメージ ・主要階平面イメージ ・断面イメージ ・イメージパース（外観・ホール内観） ・事業工程表（工事工程含む） ・実施体制（協力会社等含む） ・想定延べ面積及び建築面積 ・大ホール計画（座席数含む） ・多目的スタジオ計画 ・その他諸室計画（活動室、共用ロビー等）
字の大きさ	10ポイント以上とすること。図中の文字は10ポイント未満でも可とするが、技術提案書原本で審査することを考慮して、読みやすい大きさとすること。	
図の縮尺	指定しない	
タイトル	図書の1枚目に分かりやすく表示すること。	
受付番号 通し番号	全ての図書の右上に縦1.5cm×横5cmの枠を設け、その中に7(5)で示した「受付番号」と、図書の「通し番号(1/〇、2/〇、・・・)」を記載すること。	
印刷方法	片面印刷、彩色可能	
余白	指定しない	

- ・ 評価は、仕様書の記載内容を踏まえつつ、特に「10 審査・選定」の「(3) 審査基準」によることとしておりますので、技術提案書の作成に当たっては参考にしてください。

(6) 提出形式

- ・ 上記(5)に従って作成した技術提案書を「12部（そのうち1部は審査会での掲示用にスチレンボード（厚5mm）に貼り付けたもの）」提出してください。
- ・ スチレンボードに貼り付けた1部を除く11部の技術提案書については、1部ごとにクリップ留めとしてください。
- ・ 提案時参考見積書を「11部」提出してください。
- ・ 技術提案書及び提案時参考見積書を電子データ（PDF形式）で保存したCD-Rを「2部」（表面に受付番号を記載）提出してください。

(7) 受理確認通知

- ・ 提出物の受理確認は、令和8年7月14日(火)の正午までに、事務局から電話（参加表明書に記載された窓口の電話番号あて）により通知いたしますので、電話連絡を確実に受けられる準備を整えておくようお願いします。

(8) その他

- ・ 技術提案書の体裁、形式等について不備があった場合、「13 その他留意事項」の(7)、(8)に掲げる「失格」又は「無効」要件に該当し、原則として審査対象から除くこととなりますので、くれぐれもご注意ください。
- ・ 様式集の留意事項を遵守してください。

10 審査・選定

(1) 審査委員会の設置

- ① 審査は、外部の学識経験者等から構成する「藍場浜公園西エリア新ホール整備事業・公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置して行います。なお、審査委員会は、次の委員により構成されています。

◎：審査委員長 （敬称略・分野別・五十音順）

分野	氏名	所属・役職
建築・まちづくり	(さとう しんや) 佐藤 慎也	日本大学工学部建築学科 教授 八戸市美術館 館長
	(ふかお せいいち) 深尾 精一	首都大学東京（現東京都立大学） 名誉教授
	(やまなか ひでお) ◎山中 英生	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 研究部長
舞台芸術	(いとう ひさゆき) 伊藤 久幸	公益財団法人札幌市芸術文化財団 市民交流プラザ事業部 舞台技術アドバイザー
	(わたなべ ひろし) 渡辺 弘	岡山芸術創造劇場 劇場長兼プロデューサー
地域連携	(さの やすし) 佐野 靖	徳島文理大学 副学長 東京藝術大学 名誉教授
音楽	(みやけ たかのり) 三宅 孝典	徳島文理大学 教授 Osaka Shion Wind Orchestra 楽団員

※ 所属・役職は公告日時点

- ② 審査委員長が必要があると認めたときに意見又は説明を聴くことができる学識経験者等（以下「アドバイザー」という。）として、次の方を指定しています。

(敬称略・五十音順)

氏名	所属・役職
(かねこ おさむ) 金子 治	広島工業大学工学部建築工学科 教授
(たまのい よしき) 玉乃井 欣樹	一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 理事

※ 所属・役職は公告日時点

(2) 審査方法

(2-1) 審査の構成

- ・ 「一次審査（書面審査）（以下「一次審査」という。）」と「二次審査」の二段階方式とします。
- ・ 一次審査の評価点は、二次審査の評価点の一部となります。

(2-2) 審査の手順

① 一次審査

- ・ 一次審査では、事務局による業務実績調書、配置予定技術者調書等に基づく「書面評価」（以下「実績・資格等評価」という。）及び審査委員による実施方針書の「書面審査」を行います。

ア 審査

- ・ 「(3) 審査基準」に基づき、得点上位の最大5者程度を技術提案書の提出者（以下「二次提案者」という。）として選定します。
- ・ 参加資格要件を満たす応募者の総数が5者以下の場合、全ての応募者を二次提案者として選定します。ただし、その場合においても、一次審査は実施します。

イ 一次審査の結果の通知・公表

- ・ 一次審査の結果は、令和8年6月2日(火)までに、事務局から電子メールにより通知いたします。なお、令和8年6月2日(火)までに通知が届かない場合は、令和8年6月3日(水)までに担当窓口までお電話ください。
- ・ 二次提案者の企業名については、令和8年6月2日(火)に県ホームページで公表する予定です。

② 二次審査

- ・ 二次審査では、審査委員による技術提案書の「提案審査」を行います。
- ・ 提案審査は、各審査委員が事前に技術提案書の内容を確認した上で、提案内容に関する確認や補足説明を受けるとともに、審査委員同士の議論を行うため、徳島県内に設置された審査会場に審査委員が集まって実施するものとします。ただし、審査委員の都合により、オンラインでの参加となる場合があります。
- ・ 特に優れた提案をした1者を優先交渉権者として、次に優れた提案をした1者を次点交渉権者として選定します。

ア プレゼンテーション審査（令和8年7月27日）

- ・ 提案内容に関する確認や補足説明を受けることを目的として、プレゼンテーション審査を実施します。なお、プレゼンテーションの時間、場所及び開催方法は別途通知します。
- ・ プレゼンテーション審査は、二次提案者から事前に提出された技術提案書を用いて行うものとし、当日の差し替えや資料の追加は認めません。
- ・ 技術提案書以外のプレゼンテーション資料及び模型の制作は認めません。
- ・ 技術提案書は、プロジェクターによるスクリーン投影を行うことができるものとします。

- ・ プレゼンテーションの発表者は、二次提案者の構成員に所属する者で、3名以内（パソコン等の操作者はこれに含みません）とします。
- ・ プレゼンテーション審査は、1者あたりの発表時間を20分間、質疑応答時間を最大30分間とします。
- ・ プレゼンテーション審査は、「(3) 審査基準」により、各審査委員が個別に採点を行います（一次採点）。
- ・ プレゼンテーション審査は公開とします。

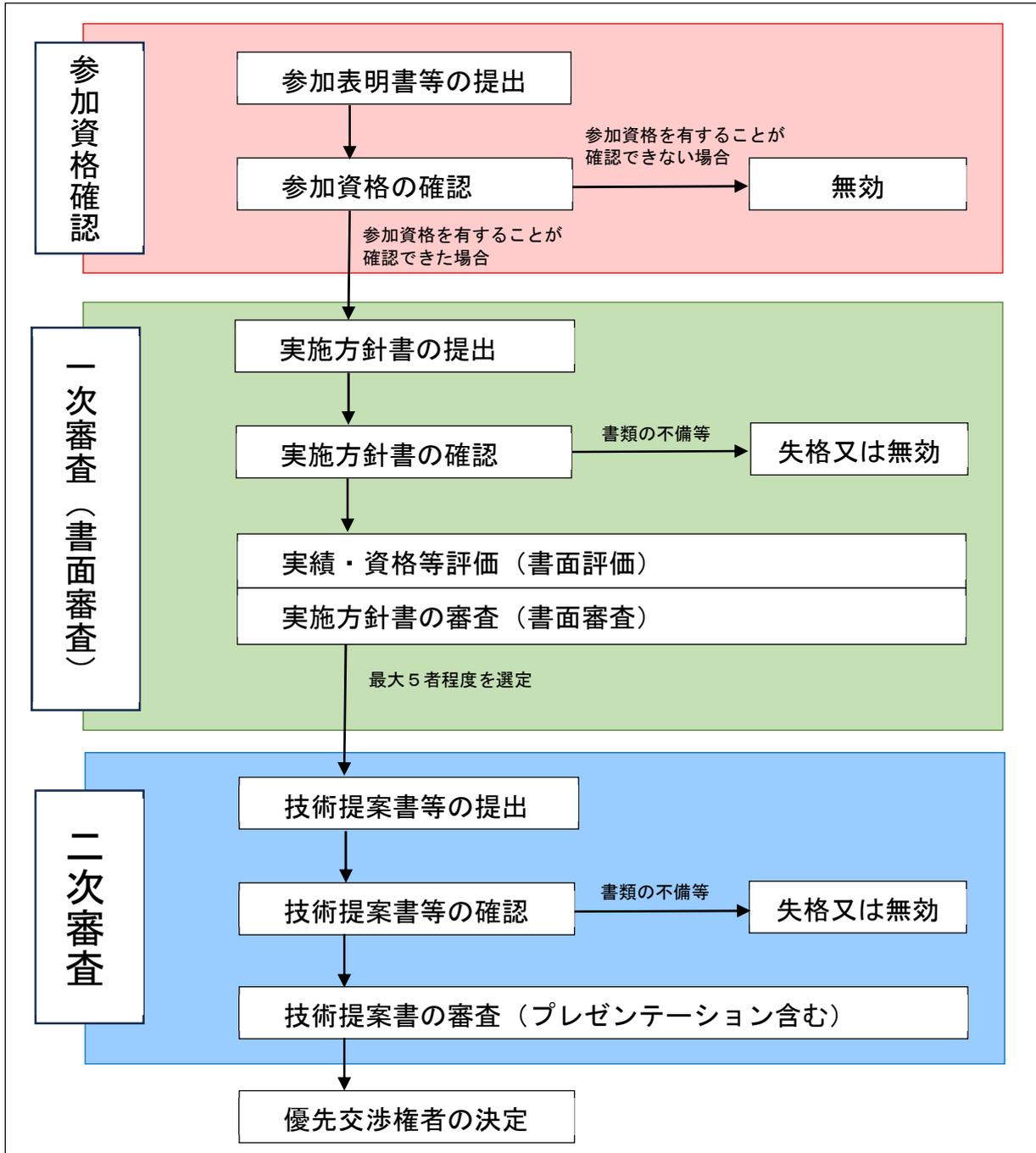
イ 審議（令和8年7月27日）

- ・ プレゼンテーション審査を通じて得られた一次採点の結果を参考に、「(3) 審査基準」に基づき審査委員同士の議論を行い、その内容を踏まえて各審査委員が個別に採点を行います（二次採点）。二次採点に当たっては、一次採点の結果を基本として、その結果を更新することとします。
- ・ 各審査委員の二次採点の合計が最も高い二次提案者を優先交渉権者として、優先交渉権者の次に合計が高い二次提案者を次点交渉権者として選定します。
- ・ 二次採点の合計が最も高い二次提案者が複数ある場合は、審査委員同士の議論により優先交渉権者を決定します。
- ・ 二次採点の合計が5割を下回る二次提案者は、優先交渉権者又は次点交渉権者として選定しません。
- ・ 審議は非公開としますが、後日、議事概要を公表します。
- ・ 審査委員会は、後日、全体総評を公表します。

ウ 審査結果の通知・公表

- ・ 提案審査の結果は、二次提案者に通知し、県ホームページでも公表します。

○審査フロー図



(3) 審査基準

(3-1) 評価項目

- ・ 審査における評価項目は、別表によるものとします。

(3-2) 点数化の手順

① 一次審査

- ・ 事務局は、「実績・資格等評価」の算定式により各評価項目ごとに評価点を算出します。
- ・ 審査委員は、実施方針書の各評価項目について、A・B・C・D・Eの5段階で評価を行います。

- ・ 各評価項目の評価にあたっては、個々の主な評価ポイントごとに加点や減点をするものではなく、項目全体で総合的に評価を行うものとします。
- ・ 事務局は、審査委員による各評価項目ごとの評価結果に対して、下表にしたがって点数化を行い、その合計値に、「実績・資格等評価の評価点」を足し合わせた値の小数点第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとした値をもって採点結果とします。

評価	評価内容	採点基準
A	非常に優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	標準的である	配点×0.50
D	やや及ばない	配点×0.25
E	評価できる記載がない	配点×0.00

② 二次審査

- ・ 審査委員は、技術提案書の各評価項目について、一次審査と同様に、A・B・C・D・Eの5段階で評価を行います。
- ・ 各評価項目の評価にあたっては、個々の主な評価ポイントごとに加点や減点をするものではなく、項目全体で総合的に評価を行うものとします。
- ・ 事務局は、一次審査と同様に点数化を行い、その合計値に、「一次審査の評価点（別表に基づき換算した後の評価点）」を足し合わせた値の小数点第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとした値をもって採点結果とします。

(4) 二次提案者又は優先交渉権者の選定に係る非選定理由についての質問

二次提案者又は優先交渉権者に選定されなかった者は、次のとおり、その理由について説明を求めることができます。

① 当該非選定理由についての質問書の提出期間

- ・ 二次提案者選定日又は優先交渉権者決定日から1週間

② 提出先

- ・ 「14 担当窓口」まで提出してください。

③ 提出方法

- ・ 質問書（任意様式）を、電子メールにて提出してください。
- ・ 送信後に、電話により受信を確認してください。

④ 回答

- ・ 質問書受付日から、1週間を目処に通知します。

11 契約締結

- ・ 優先交渉権者の決定後、優先交渉権者が「6 参加資格要件」の(2)⑯に示す資格を満たしていることを確認します。
- ・ 資格を満たしていることが確認できた後、県は、優先交渉権者と基本設計業務の見積合わせを行い、業務内容について合意した上で、随意契約により基本設計業務契約を締結します。また、基本設計終了後、同様に業務内容について合意した上で、優先交渉権者と実施設計業務の見積合わせを行い、実施設計業務契約を締結することとします。なお、業務委託料の支払いは、各年度の予算の範囲内で行います。
- ・ 優先交渉権者と基本設計業務契約の締結に至らなかった場合、または優先交渉権者が辞退した場合等においては、次点交渉権者と契約の締結協議をすることとします。
- ・ 優先交渉権者は、見積合わせ時に、本業務に係る工程表を提出してください。

12 その他契約に関する事項

(1) 書類の優先順位

- ・ 書類の優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とします。その他、優先順位等について疑義が生じた場合には、県と協議の上で決定することとしてください。
 - ①契約書
 - ②質問回答書
 - ③仕様書
 - ④技術提案書

(2) 契約保証金

- ・ 契約に際しては、業務委託料の100分の10以上に相当する契約保証金を納めてください。
- ・ 契約保証金の納付方法は、上記で定める金額に相当する現金納付とします。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。
- ・ 徳島県契約事務規則第6条第7項に掲げる公共工事履行保証証券の保証又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除します。

13 その他留意事項

(1) 費用負担

- ・ 参加表明書、実施方針書及び技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、応募者が負担するものとします。

(2) 賞金

- ・ 二次審査の参加者には、賞金を支払うこととします。（1応募者あたり50万円を予定）

(3) 提出書類の取扱い

- ・ 応募者より提出された書類等は返却しないものとします。
- ・ 実施方針書及び技術提案書に含まれる著作権、特許権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて応募者が負うものとします。

- ・ 参加表明書、実施方針書及び技術提案書等は、本手続以外に応募者に無断で使用しませんが、公平性、透明性及び客観性を確保するために必要があるときは、公表することがあります。

(4) 徳島県からの提示資料の取扱い

- ・ 県が本業務に関して提供する資料は、本業務への提案に係る検討以外の目的で使用しないでください。

(5) 複数提案の禁止

- ・ 応募者は、1つの提案のみ行うことができます。

(6) 使用言語及び通貨

- ・ 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。

(7) 失格要件

- ・ 以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その応募者は失格となることがあります。
 - ア 各法令等に適合しないことが判明した場合
 - イ 参考見積価格が本要項で示す提案上限額を超過している場合
 - ウ 優先交渉権者決定後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合（ただし、同等の資格を有する者に変更し、県が認めた場合はこの限りでない。）

(8) 無効要件

- ・ 以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その応募者は無効となることがあります。
 - ア 他人の作品を盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合
 - イ 本プロポーザルに関し、審査委員及びアドバイザーに、直接、間接を問わず接触を求めた場合
 - ウ 参加資格要件を満たさない場合
 - エ 提出書類に関して、次のいずれかに該当する場合
 - ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ・ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・ 虚偽の記載がある場合
 - オ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

(9) WTO 政府調達協定

- ・ 本業務は、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける業務です。

(10) 設計意図伝達業務

- ・ 設計意図伝達業務は、令和6年国土交通省告示第8号により、設計に関する標準業務の一部とされていますが、本業務対象建築物の工事着手時に、本業務の受注者と随意契約により委託する予定としているため、本業務には含めていません。

14 担当窓口

(1) 令和8年3月31日まで

徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課 (文化プロジェクト担当)

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

E-mail:bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp

TEL:088-621-2249

(2) 令和8年4月1日以降

徳島県 観光スポーツ文化部 交流拠点戦略課 (新ホール整備担当)

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

E-mail:kouryuukyotensenryakuka@pref.tokushima.lg.jp

TEL:088-621-2249

Summary

- (1) Contract details: Basic and detailed design services for the New Arts and Culture Hall in the Aibahama Park West Area.
- (2) Location of project: 2-4 Aiba-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture.
- (3) Participation statement submission deadline: 5:00pm Friday, May 8, 2026.
- (4) Implementation policy submission deadline: 5:00pm Friday, May 22, 2026.
- (5) Technical proposal submission deadline: 5:00pm Monday, July 13, 2026.
- (6) Contact information: [Until March 31, 2026]

Tokushima Prefectural Government, Tourism, Sports and Culture
Department, Cultural Promotion Division

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture, 770-8570, Japan
TEL: +81-88-621-2249

[From April 1, 2026]

Tokushima Prefectural Government, Tourism, Sports and Culture
Department, Exchange Base Strategies Division

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture, 770-8570, Japan
TEL: +81-88-621-2249